

実施日	令和2年6月26日	担当	諫早労働基準監督署
<p style="text-align: center;">特定元方事業者等による統括管理の徹底について（要請）</p>			
<p>諫早労働基準監督署（署長 竹永 剛）は、管内の大規模建設現場において、本年6月に入り、移動式クレーンの転倒事故及び5メートル以上の高所からの墜落災害等（別添「災害・事件事例1及び2」を参照。）が続いている状況を憂慮して、請負金額50億円以上の大規模建設工事の特定元方事業者に対し、「統括安全衛生管理」のより一層の徹底を求める緊急要請を行いました。</p> <p>諫早市、大村市、東彼杵郡のうち東彼杵町を管轄する当署の管内では、九州新幹線西九州ルート建設事業にかかるトンネル及び高架橋工事などの大規模建設現場が存在し、本年5月末現在で10現場を数えます。</p> <p>なお、当署管内では、建設業の休業4日以上労働災害が5月末時点で、9人と前年同期と比べ10人減少しており、死亡災害の発生はありませんが、高度な労働衛生の3管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）が求められる本格的な夏の到来を控え、労働災害の増加が懸念されるところです。</p> <p>（ 参照文書 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和2年6月26日付け諫早労基署発第0626第1号「特定元方事業者等による統括管理の徹底について（要請）」 • 「災害・事件事例1及び2」 			

写

諫早労働基準署発第 0626 第 1 号
令和 2 年 6 月 26 日

特定元方事業者 各位

諫早労働基準監督署長



特定元方事業者等による統括管理の徹底について(要請)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働基準行政の推進にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当署の管内では、統括管理状況等報告命令を受けた大規模建設現場において、本年 6 月に入り、移動式クレーンの転倒事故及び 5 メートル以上の高所からの墜落災害等（別添「災害事例 1 及び 2」を参照。）が相次いで発生しており、高度な労働衛生の 3 管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）が求められる本格的な夏の到来を控え、同種の労働災害の発生が危惧される所です。

なお、当該災害等について発生現場を調査しますと、いずれの現場にも共通して、「物的原因」（安全設備等の欠陥によるもの）と「人的要因」（不安全行動によるもの）があることは言うまでもありませんが、その背景として、労働安全衛生法第 29 条に定める「元方事業者等の講ずべき措置等」や同法第 30 条に定める「特定元方事業者等の講ずべき措置」が十分に執られていないのではないかと思われる事案が散見されています。

つきましては、下記の事項を参考に貴建設現場における「統括安全衛生管理」のより一層の徹底を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策はもとより熱中症の予防に十分ご配慮いただきながら、労働災害の防止に万全を期していただきますよう改めてお願いいたします。

記

1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 統括安全衛生責任者の選任（労働安全衛生法（以下「法」とします。）第 15 条）
- (2) 元方安全衛生管理者の選任（法第 15 条の 2）
- (3) 店社安全衛生管理者の選任（法第 15 条の 3）
- (4) 関係請負人における安全衛生責任者の選任（法第 16 条）
- (5) 危険性又は有害性等の調査とその結果に基づく措置の実施（法第 28 条の 2）

(6) 特定元方事業者が講ずべき措置の履行(法第 30 条)

ア 協議組織の設置運営

イ 作業間の連絡調整

ウ 作業場所の巡視

エ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導援助

オ 工程計画、機械設備の配置計画の作成と関係請負人が講ずべき措置についての指導

カ 合図、標識、警報等の統一と周知

2 注文者としての義務の履行

(1) 関係請負人に使用させる建築物、設備又は原材料の安全の確保(法第 31 条)

(2) 特定作業における安全の確保(法第 31 条の 3)

(3) 違法な指示の禁止(法第 31 条の 3)

3 関係請負人等に対する指導・指示の実施

(1) 法令遵守のため指導、法令違反に対する是正指導(法第 29 条)

(2) 作業場所の安全確保のための技術上の指導(法第 29 条の 2)

4 ずい道建設、圧気工法による作業における救護に関する措置の履行(法第 30 条の 2)

(1) 救護に必要な機械等の備付け、管理及び訓練の実施

(2) 救護の安全に関する規程の作成

(3) 救護に関する技術的事項を管理する者の選任

5 報告の義務の履行(法第 100 条、労働安全衛生規則第 664 条)

(1) 関係請負人及び統括安全衛生責任者に係る報告

6 関係請負人の労働者の労働時間、休日等の法定基準確保のための指導援助

7 建設業法に基づく関係請負人に対する指導・指示の義務の履行(建設業法第24条の6)

8 出稼ぎ労働者の労働条件の改善等についての関係請負人に対する指導

(1) 労働条件(労働基準法関係)の確保と改善

(2) 安全衛生の確保

災害・事件事例1

(諫早労働基準監督署)

業種	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	発生 年月	令和2年 6月	性別		年代	
職種		経験 年数		起因物	移動式 クレーン	事故 の型	崩壊、倒壊

(災害発生状況)

新築躯体の建設現場において、車両積載型トラッククレーン(つり上げ荷重 2.9 トン)を用いて鉄板を敷設する作業中、当該クレーンの荷台の鉄板をつり上げて旋回し、巻き下げていた時、当該クレーンが転倒した。

この事故による人的被害はなく(※)、構造物を一部破損する物的被害が生じた。

転倒時、当該クレーンのジブの長さは 5.5 メートル、作業半径は 3 メートル、定格荷重は 1.8 トンに対し、つり上げていた鉄板の重量は 1.6 トンであった。なお、アウトリガーは全部張り出しており、敷板をしていたものの、地面が 5 度傾斜していた。

転倒時、当該クレーンの操作者が一人で作業を行っていた。また、当該操作者について、玉掛け技能講習は修了していたが、小型移動式クレーン運転技能講習は修了していなかった。

当該クレーンの作業計画は作成されていたが、当該計画と別の作業員がクレーン操作を行っていたもの。

※ 本件、人的被害がなかったことから、被災労働者の「性別」、「年代」、「職種」、「経験年数」は記載していません。

(災害発生原因)

- ① 移動式クレーン運転にかかる資格を有していなかったこと。
- ② 移動式クレーンの設置場所が傾斜していたため、移動式クレーンを水平に設置していなかったこと。
- ③ 移動式クレーンの作業計画どおりに作業が行われなかったこと。

(再発防止対策)

- ① 移動式クレーンを運転するにあたり必要な資格等を有する者に運転させること。
- ② 移動式クレーンについて水平に設置すること。
- ③ 移動式クレーンの作業計画どおりに作業を遂行すること。また、当該計画に変更がある場合は、その都度、計画を見直すこと。

災害・事件事例2

(諫早労働基準監督署)

業種	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	発生 年月	令和2年 6月	性別	男性	年代	70歳代
職種	型枠工	経験 年数	30年	起因物	足場	事故 の型	墜落、転落

(災害発生状況)

新築躯体の建設現場において、建築中の水槽内の足場上で、壁型枠の手直し作業を行っていたところ、足場の3段目の手すり部分に設置されていたブラケット足場に乗り、壁型枠のパイプサポートを取り外していた時、足場板等とともに墜落し、一度安全ネットに接触した後、コンクリートの地面に墜落した。このブラケット足場からコンクリートの地面までの高さは5.8メートルであった。

被災者は肩を脱臼する怪我を負ったものの、命に別条はなかった。

被災者は、型枠業務にかかる二次下請けの一人親方であり、労災保険の特別加入者であった。

被災者はヘルメットを着用していたものの、要求性能墜落制止用器具は着用していなかったもの。

(災害発生原因)

- ① ブラケット足場の作業前点検が十分になされていなかったこと。
- ② ブラケット足場上で、要求性能墜落制止用器具を使用していなかったこと。
- ③ 元請けによる作業場所の巡視が十分に行われていなかったこと。
- ④ KY活動が徹底されていなかったこと。

(再発防止対策)

- ① 足場について、その日の作業を開始する前に、手すり等の取り外しや脱落の有無等の点検を徹底すること。
- ② ブラケット足場上での作業について、要求性能墜落制止用器具を使用させること。
- ③ 元請けによる作業場所の巡視を徹底し、作業場所から不安全行動及び不安全箇所の排除に努めること。
- ④ KY活動で検討した対策等について、実際の作業で活用されるよう、作業員に対する安全衛生教育を徹底すること。

